

日ラ射29発第302号
平成30年3月13日

都道府県ライフル射撃協会（連盟）会長 様
加盟団体長 様

公益社団法人 日本ライフル射撃協会
専務理事 田 村 哲彦



銃器弾薬の適切な管理の徹底について（通達）

標記の件について、去る平成30年2月28日に埼玉県ライフル射撃協会所属の会員がJR高崎線の電車内に所有するハンドライフルを置き忘れる事件が発生しました。

当該事件は、射撃場での練習後の帰宅途中で起こった事であり、銃器は車両内で発見され、埼玉県警察に保管されました。

つきましては、銃器弾薬の管理、運搬、保管等の取り扱いについては、これまでにも法令遵守はもとより適切に行うよう機会あるごとに注意喚起及び指導をしてきましたが、先般の栃木県所属会員の事件もあり、連続していることから、再度所属の会員に対して、銃器弾薬の適切な管理、保管について、周知徹底を図っていただきますようよろしくお願ひいたします。